3.損害保険

中国の損害保険市場は、1978年以降の改革開放以来、高い経済成長と国民生活の向上に伴い、飛躍的な発展を遂げてきた。2023年はゼロコロナ政策による景気停滞の反動もあり、実質GDP成長率が5.2%と伸び、元受収入保険料は前年同期比6.7%増の1兆5,868億元(約32兆6,881億円)と2022年の増率には及ばなかったものの、経済回復基調に伴い成長は維持した。

中国損害保険市場の現状

2023年の損害保険経営状況

損害保険会社の元受収入保険料総額は、1兆5,868億元で前年同期比6.7%増と、2022年と比較して減速した。一方で、自動車保険、責任保険、農業保険、健康保険料の元受保険料規模は、それぞれ、8,673億元、1,269億元、1,430億元、1,752億元、各種目の前年同期比では、自動車保険は5.6%増、責任保険は10.5%、健康保険は10.9%といずれも高い成長率を維持する結果となった。また、注目すべきは、近年、農業保険の成長率が高く、2020年以降、世界第1位に躍進し、2023年の保険料規模は前年同期比17.3%増に達した。全体的に見ると、新型コロナウイルス後の生産活動の回復の影響を受け、損害保険会社の保険料収入は比較的安定し、増加している。

2023年は大規模な自然災害が頻発し、河南省と京津冀市の大雨、甘粛省の地震などが重なり、保険金支払額は1兆694億元で、前年同期比17.8%増と大幅に悪化した。災害に対する損失補償は復興支援の面で重要な役割を果たす一方で、収益が悪化する損害保険会社が増加していると予想される。

表1: 中国損害保険会社元受保険料・増収率の推移 (単位: 億元、%)

年	元受保険料	前年比
2013年	6,481	17.2
2014年	7,544	16.4
2015年	8,423	11.6
2016年	9,266	10.0
2017年	10,541	13.8
2018年	11,754	11.5
2019年	13,016	10.7
2020年	13,584	4.4
2021年	13,676	0.7
2022年	14,867	8.7
2023年	15,868	6.7

出所: 国家金融監督管理総局統計

図1:中国損害保険会社元受保険料・増収率の推移



出所: 国家金融監督管理総局統計

図2:2023年損害保険会社累計元受保険料・増収 率の推移



出所: 国家金融監督管理総局統計

表2:2023年各種目別元受保険料・前年比・構成比

種目	元受保険料 (億元)	前年比 (%)	構成比 (%)
自動車保険	8,673	5.6	54.7
健康保険	1,752	10.9	11.0
農業保険	1,430	17.3	9.0
責任保険	1,268	10.5	8.0
傷害保険	509	△11.3	3.2
その他	2,236	4.7	14.1
合計	15,868	6.7	100.0

出所: 国家金融監督管理総局統計

損害保険市場の状況と外資系損害保険会社の現状

2023年末現在、認可を受けている損保会社は87社(前年比1社増)であり、うち中資系が67社(前年比2社増)、外資系は20社(前年比1社減)となっている。2023年大手3社の元受保険料は、PICCが5,158億元、平安が3,022億元、太平洋が1,903億元となっており、大手3社のマーケットシェアが63.5%を占める寡占市場であり、外資系は合計でも約2.5%程度の低位にとどまっている。

世界損害保険市場において中国はアメリカに次いで第2位の規模となっている。直近の2022年データによると日本の3.5倍の損害保険市場であるものの、人口1人当たり損害保険料では日本の約3分の1、全世界平均の2分の1以下で

あり、中国の損害保険市場は持続的な成長が期待される マーケットといえる。

表3:2022年の世界損害保険市場規模比較

国•地域	保険料 収入総額 (百万ドル)	順位	世界 シェア (%)	1人当たり 保険料 (ドル)	対 GDP比 (%)
米国	2,287,801	1位	57.6	6,868	9.0
中国	333,448	2位	8.4	234	1.9
ドイツ	142,469	3位	3.6	1,699	3.5
英国	114,769	4位	2.9	1,111	2.4
フランス	104,075	5位	2.6	1,339	3.3
カナダ	99,332	6位	2.5	2,552	4.6
韓国	94,820	7位	2.4	1,836	5.8
日本	93,920	8位	2.4	748	2.3
オランダ	72,225	9位	1.8	4,074	7.3
オーストラリア	55,952	10位	1.4	2,149	3.3
全世界	3,969,203	-	100.0	499	4

出所: Sigma World Insurance in 2022

表4:2023年の外資系損害保険会社(合弁含む)の 総保険料(元受保険料および再保険料)およ び税引後利益

会社名 (略称)	国·地域	総保険料 (億元)	税引後利益 (億元)
国泰	台湾	67.3	0.2
アクサ天平	フランス	65.4	△1.3
京東アリアンツ	ドイツ	56.9	0.3
グルパマ	フランス	33.2	0.3
リバティ	米国	29.3	0.3
AIG	米国	20.6	3.0
ゼネラリ	イタリア	15.4	0.3
三井住友海上	日本	15.1	1.0
あいおいニッセイ同和	日本	14.1	0.8
三星	韓国	11.0	0.3
東京海上日動	日本	10.4	0.7
チューリッヒ	スイス	10.0	1.4
スター	米国	9.9	0.3
現代	韓国	8.0	△1.1
富邦	台湾	7.1	△0.2
損保ジャパン	日本	6.6	0.8
ロイズ	イギリス	6.0	0.4
スイス・リー	スイス	5.2	△0.6
KBFG	韓国	1.9	0.1
日本興亜	日本	0.5	0.06

出所: 各種報道資料

国家金融監督管理総局について

2023年5月に、証券業を除く金融業の監督・管理を担う「国家金融監督管理総局」が設立された。この設立に伴い、中国銀行保険監督管理委員会は廃止され、業務を引き継ぐとともに、金融グループに対する監督・管理、消費者保護と投資者保護業務を、中国人民銀行ならびに中国証券監督管理委員会から移管された。なお、外資系金融機関の管理監督も中国銀行保険監督管理委員会より移管されている。これにより包括的な監督、管理効率のいっそうの向上ならびに金融リスクなどへの各種課題への対応により、質の高い金融業の発展、推進を図ることが役割として期待

されている。

自動車保険の発展状況

2023年の中国の販売台数は、3,000万台を超え、前年同期比より12%増加し、過去最高を記録した。そのうち、新エネルギー自動車 (NEV)の販売台数は949万台と前年同期比37.9%増加し、市場占有率は31.6%に達し、前年同期比5.9%増加した。自動車保険料は8,673億元で、全体の元受保険料の構成比では、約54.7%を占めている。新エネルギー自動車保険は、急激に成長しており、保険料規模は約800億元近くにまで達するとも言われており、商業自動車保険の保険料全体の11%以上を占めることとなる。

新エネルギー車は、ガソリン車と比較して、修理代が高騰するケースが多いという影響もあり、損害率が比較的高い傾向にある。一方で、自動車保険総合改革から3年が経過した2023年9月に、国家金融監督管理総局は「自動車保険費用管理強化に関する通知」を発表しており、新エネルギー車に対しては、デジタル技術の活用などにより、より合理的で革新的な自動車保険商品の開発を提唱している。

<建議>

<中国銀行保険監督管理委員会への建議>

① 地域限定でのライセンス制の緩和

保険業務は基本的に省・自治区・直轄市単位 となる地域限定でのライセンス制が適用され ているが、銀行業同様に本制度の緩和を要望 する。例外規定に該当する一部の大規模商業 物件等の消費者だけでなく、営業地域を跨ぐ 消費者にも均一的に保険サービスの提供を実 現できるよう、全国営業ライセンス制等の導入 を要望する。

②異地引受にかかわる制限条件の緩和(建議① 地域限定でのライセンス制が緩和されない場合の建議)

同一グループに属する別法人に対し、中国内で 統一した保険サービスや保険プログラムの提 供を可能にすることで、大手グローバル企業グ ループによる中国への投資をさらに促進させる べく、統括保険証券規定の対象範囲を同一法 人から同一グループに属する法人に拡大いた だくよう要望する。また、大企業顧客への総合 的なリスクコントロールサービスを可能にする ため、大規模商業物件の引受対象種目を企業 物件に必要な「全種目」に拡大していただくよ う要望する。外資系損害保険会社の許認可取 得地域外での損害保険の引き受けは、大規模 商業物件(投資総額1億5,000万元超かつ企業 の保険料総額が40万元超の物件) に限定され ているが、本規制が実施されて21年経過してお り、今日的な情勢を踏まえて当物件の限度額引 き下げも要望する。

③外資合弁損保会社におけるパートナーの出資比率制限の緩和

「保険会社持分管理弁法」の2018年3月改訂により、保険会社株主の規範化が重視され、株主条件や出資比率上限(1社あたり上限は保険会社の登録資本の1/3)が厳格化された。一方で外資合弁損保会社におけるパートナー(中国の非保険会社)の選択肢は制限されることとなった。中国保険市場の開放と健全な発展を促進するために、一定の条件を満たす(株主ガバナンス、財務能力、合弁目的等)外資損保会社の場合、外資損保会社におけるパートナーの出資比率に関しては、上限を保険会社の登録資本の1/3から1/2(程度)まで緩和することを要望する。

④ 同業競争回避規定の緩和

2018年4月10日より施行されている「保険会社持分管理弁法」30条2項により「投資者、その関連先および一致行動者は、保険会社のコントロール類株主と戦略類株主になる場合、合計2社を上回ってはならない」と定められ、同時に同条第3項により「保険会社が業務のイノベーションまたは専門業務化経営により保険会社を投資により設立する場合には、第2項の制限を受けない」と規定された。この規定によって同業競争回避の制限が緩和されたといえるが、外資系企業が中国において2社を超える保険機構を同時に経営する(出資を含む)形態を展開していくうえで、保険会社として事業計画を立てにくいため、本規定のさらなる緩和を要望する。

⑤ 外資保険会社の業務範囲拡大

外資損害保険会社がサービスを総合的に行い、消費者の利便性や満足度を向上させるために、企業に対するリスク管理サービスや、日本での保険加入者が中国で事故に遭った場合のアジャスティング業務(審査業務)サービスなどが提供できるよう、外資保険会社管理条例第15条の業務範囲に「保険関連のその他業務」を加えることを要望する。

⑥ 自動車保険のリスク情報開示

自動車保険に関して、全社・全契約について、 契約情報・事故情報を政府が監督するプラット フォームに接続して報告しているにもかかわら ず、リスクの高い運転者や車の情報が十分提供 されていない。

中資大手社は、豊富な自社データによる分析が できるが、新興の外資は、それがなく、不利な競 争 (限られた情報でのリスク選択) を強いられ ている。

個人情報保護対応を十分行った上で、業界プ ラットフォームからのリスク情報開示を拡大い ただくよう要望する。

②非執行董事や監事等の職務遂行に関する諸制 限の緩和

非執行董事や監事の職務遂行時の場所的・時間的制限に関する規定を削除することを要望する。本来、専門人材が有効に職務を果たしていることが重要であり、たとえ海外所在の人材がリモートコントロール中心の形式であっても十分に当該職務を履行していれば、これは認められるべきである。

具体的には「保険会社董事、監事と高級管理人 任職資格管理規定」第7条 (三) における「在中 国境内という記載、また「銀行保険機構董事監 事履職評価弁法」第14条「履職時間の要求」の 削除を要望する。

⑧重要役職の在任任期制限の緩和

複数の規定において重要役職の在任期間を定める規定が存在している。長期間の任職による不正発生等を防止する観点は理解できるが、特に多くの外資保険会社にみられる従業員数が限られる小規模会社では、専門人材の複数雇用や早期育成が難しいことが実情にある。専門人材の他業務への異動ならびに、本来専門人材を必要とする役職に対して、継続して専門人材が活用できない事態は、人材有効活用の観点で非効率で、業務上にも支障が生じる。従って、一定の小規模会社の場合、定期的な監査実施等の合理的な対策を講じることをもって、継続任職できるよう、規定の緩和を要望する。